第４章　騒音・振動

第４章　騒音・振動

１　騒音に係る環境基準

表４－１　騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について（平成 10 年９月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正 令和２年３月 30 日環境省告示第 35 号）
環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定（平成 24 年３月 23 日豊田市告示第 121 号、最終改正平成 30 年６月 26 日豊田市告示第 300 号）

（単位：dB）

<table>
<tr><th rowspan="4">類型</th><th rowspan="4">該当地域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th colspan="2">一般地域</th><th colspan="3">道路に面する地域 ※</th></tr>
<tr><th rowspan="2">昼間
午前６時～午後 10 時</th><th rowspan="2">夜間
午後 10 時～翌日午前６時</th><th rowspan="2">地域区分</th><th rowspan="2">昼間
午前６時～午後 10 時</th><th rowspan="2">夜間
午後 10 時～翌日午前６時</th></tr>
<tr></tr>
<tr><td>A</td><td>第１種低層住居専用地域
第２種低層住居専用地域
第１種中高層住居専用地域
第２種中高層住居専用地域
田園住居地域</td><td rowspan="2">55</td><td rowspan="2">45</td><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60</td><td>55</td></tr>
<tr><td>B</td><td>第１種住居地域
第２種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="2">65</td><td rowspan="2">60</td></tr>
<tr><td>C</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域</td><td>60</td><td>50</td><td>車線を有する道路に面する地域</td></tr>
</table>

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例（全地域共通）	70	65	（備考）　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

幹線交通を担う道路：
（１）道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）
（２）上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間：
次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。
（１）２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15メートル
（２）２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

※都市計画区域外については、環境基準の適用はありませんが、環境省通知（環水大自発第 110914001 号）に基づき、市街化調整区域とみなして評価しています。

２　環境騒音調査

【処理基準】

・ 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成12年５月18日環大二第53号、最終改正平成23年９月14日環水大自発第110914001号）

【目　　的】

・ 騒音規制法第21条の２に基づき、状況を把握し環境基準との適否を評価、規制基準設定等騒音対策の基礎資料とします。

【調査計画】

・ 一般地域については、平成11年から定点で調査を実施しています。令和３年度に計画した、令和４年度～令和８年度の５年間の調査計画に基づき実施しています。
・ 道路に面する地域の評価対象路線・区間は、交通量、住居系用途地域の分布状況、ＤＩＤ※の観点から37区間、地域性を考慮し、旧町村地域から各１区間ずつ６区間の計43区間を選定しました。この43区間を令和２年度から５年間で一巡するローリング調査を行っており、令和６年度はそのうち12区間を６地点で調査しました。
※ＤＩＤ（人口集中地区）とは、人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が5,000人以上を有する地域のことです。

【調査概要】

（１）調査地点

表４－２－１　環境騒音調査地点

調査項目	概　　要	
環境騒音	一般地域	13 地点
	道路に面する地域	６地点

※道路に面する地域は騒音規制法第18条に基づく常時監視

表４－２－２　環境騒音調査地点　一般地域の内訳

類型	挙母	高橋	上郷	高岡	猿投	藤岡	小原	合計
A	1	1	－	1	1	－	－	4
B	2	1	1	1	1	1	1	8
C	1	－	－	－	－	－	－	1
計	4	2	1	2	2	1	1	13

（２）測定方法及び評価手法

日本産業規格 Z8731 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。

（３）環境基準の達成状況の地域としての評価方法

・一般地域（道路に面する地域以外の地域）：原則として一定地域ごとの当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価します。

・道路に面する地域：原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうちの環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価します。

【調査結果の概要】

（１） 一般地域

調査した 13 地点のうち、１地点で夜間において環境基準を超過し、それ以外は環境基準を達成しました。

表４－３－１　一般地域における環境基準達成概要（令和６年度）

類　型	A	B	C	合計
	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数
	達成率	達成率	達成率	達成率
昼　間	４／４	８／８	１／１	13／13
	100%	100%	100%	100%
夜　間	３／４	８／８	１／１	12／13
	75%	100%	100%	92.3%
昼間及び夜間	３／４	８／８	１／１	12／13
	75%	100%	100%	92.3%

		A	B	C	地点数	割合
環境基準以下		3	8	1	12	92.3%
環境基準超過		1	0	0	1	7.7%
	昼間のみ超過	0	0	0	0	０%
	夜間のみ超過	1	0	0	1	7.7%
	昼間夜間ともに超過	0	0	0	0	０%
		4	8	1	13	

表４－３－２　一般地域における環境基準達成状況（令和６年度）

地点番号	地点名	所在地	地域	調査期間	用途地域	類型	騒音レベル（LAeq）（単位：dB）		環境基準（単位：dB）		適合状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	浅間公園	梅坪町１丁目	拳母	R６.10.22～10.23	第１種中高層住居専用地域	A	47	41	55	45	○
2	高宮公園	東梅坪町４丁目		R６.10.24～10.25	第１種住居地域	B	54	44			○
3	宮口一色区民会館	宮口町１丁目		R６.10.30～10.31	市街化調整区域	B	47	40			○
4	緑ケ丘自治区区民会館	緑ケ丘２丁目		R６.10.24～10.25	準工業地域	C	48	40	60	50	○
5	谷下公園	市木町１丁目	高橋	R６.10.24～10.25	第１種低層住居専用地域	A	51	43	55	45	○
6	益富こども園	志賀町箕平		R６.10.30～10.31	市街化調整区域	B	50	43			○
7	寿恵野こども園	鴛鴨町畔畑	上郷	R６.10.30～10.31	市街化調整区域	B	51	45			○
8	若園交流館	花園町脇ノ田	高岡	R６.10.30～10.31	第１種低層住居専用地域	A	51	**48**			△
9	高岡支所	高岡町長根		R６.10.30～10.31	市街化調整区域	B	47	40			○
10	浄水小学校	浄水町南平	保見	R６.12.３～12.４	第１種中高層住居専用地域	A	55	45			○
11	亀首公園	亀首町八ツ口洞	猿投	R６.10.21～10.22	市街化調整区域	B	45	40			○
12	深見木戸公園	深見町木戸	藤岡	R６.10.21～10.22	市街化調整区域	B	43	39			○
13	小原支所※	小原町上平	小原	R６.10.21～10.22	都市計画区域外※	B※	42	37			○

・「適合状況」○：適合　△：いずれかの時間帯で非適合　×：すべての時間帯で非適合

※　都市計画区域外については、市街化調整区域とみなして評価

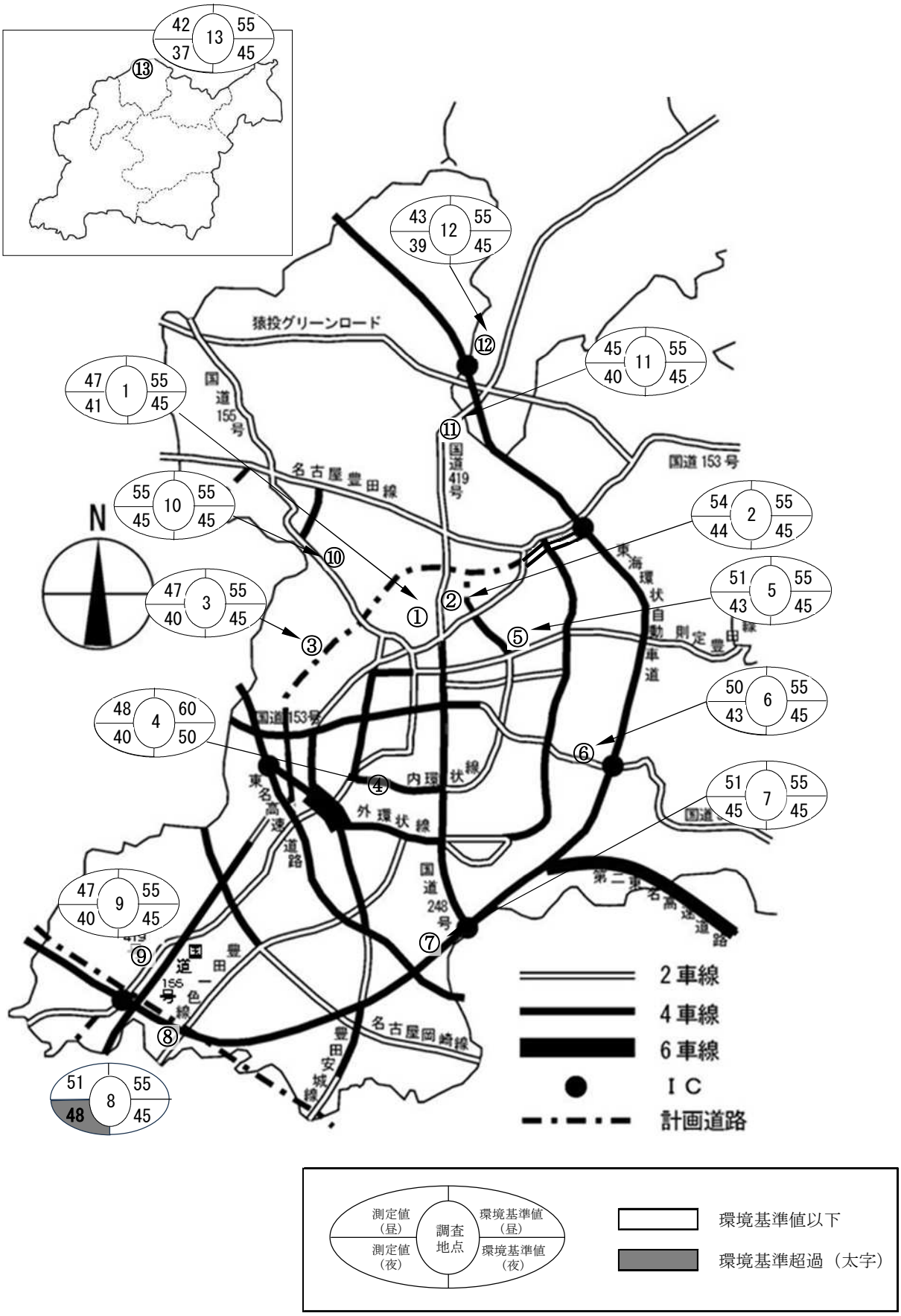

図４－１　環境騒音調査結果概要（一般地域）

（２）道路に面する地域

市内の５路線沿いの６地点において面的評価を行ったところ、評価区間内 3,352 戸のうち昼・夜間ともに環境基準を達成したのは 3,337 戸で、達成率は 99.6%でした。

表４−４−１　道路に面する地域における環境基準達成概要（令和６年度）

	評価区間内 全戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
昼　間	3,352	3,347	99.9%
夜　間		3,337	99.6%
昼間夜間ともに		3,337	99.6%

（注）面的評価

従来、道路に面する地域に係る騒音の環境基準については、地域を代表する騒音測定地点で騒音レベルを測定し、環境基準と比較する点的評価を行っていましたが、平成 13 年度測定分から、道路端から 50mの範囲内のすべての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を行っています。

＜例＞

面的評価

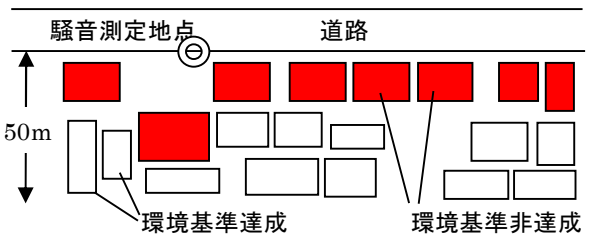

騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住居等の騒音レベルを推計

⇩

環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数（12 戸）}}{\text{評価区間内全戸数（20 戸）}} = 60\%$$

点的評価

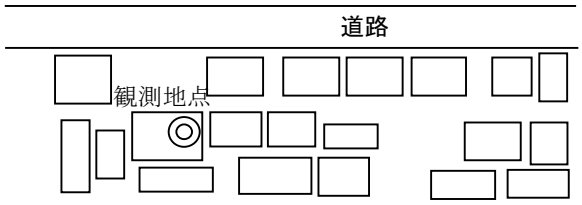

地域を代表する騒音測定地点における騒音レベルを、基準値と比較して状況を把握するもの

表４－４－２　　道路に面する地域における環境基準達成状況（令和６年度）

地点番号	路線名	住所	測定日	実測値(LAeq)(単位：dB)		評価区間			環境基準達成戸数（戸）			調査区間内全戸数（戸）	環境基準達成率(%)		
				昼間	夜間	起点	終点	区間延長(km)※1	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	伊勢湾岸自動車道	渡刈町川田	R６.10.21～R６.10.25	58	52	渡刈町	鴛鴨町	1.9	29	29	29	29	100	100	100
2	伊勢湾岸自動車道	上郷町５丁目		58	57	鴛鴨町	中田町	9.1	381	374	374	385	99.0	97.1	97.1
3	一般国道248号	豊栄町２丁目		69	65	トヨタ町	トヨタ町	6.9	716	715	715	716	100	99.9	99.9
4	岡崎豊明線	西岡町長土井	R６.12.２～R６.12.６	67	63	大島町	西岡町	1.1	81	81	81	81	100	100	100
5	浄水駅北通り線（＝原山線）	浄水町原山	R６.10.21～R６.10.25	67	60	大清水町	浄水町	1.9	739	739	739	739	100	100	100
6	豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）	小坂町１丁目		65	60	朝日町	清水町	5.3	1,401	1,399	1,399	1,402	99.9	99.8	99.8
本年度評価区間合計									3,347	3,337	3,337	3,352	99.9	99.6	99.6

※　各評価区間の区間延長の合計は、道路の線形に合わせてGISの図面上で計算されているため、センサスの区間延長と一致しない。

【調査結果】

一般地域における環境騒音地点別調査結果

環境騒音１　浅間公園　梅坪町１丁目

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 41～52dB、「夜間」は 37～43dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は６dB です。

・ 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 22 日(火) ～10 月 23 日(水)

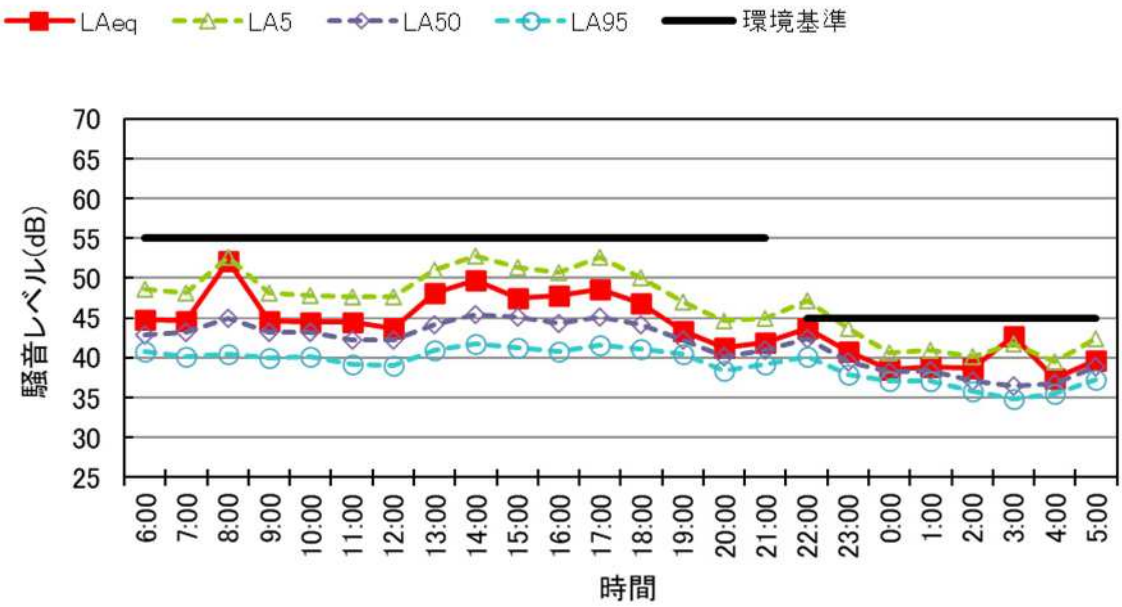

類型指定	A

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	46	－	47
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	42	－	41
	環境基準	45			

図４－２－１　環境騒音調査結果（梅坪町）

環境騒音２　高宮公園　東梅坪町４丁目

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 48～60dB、「夜間」は 40～48dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 10dB です。

・ 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 24 日(木) ～ 10 月 25 日(金)

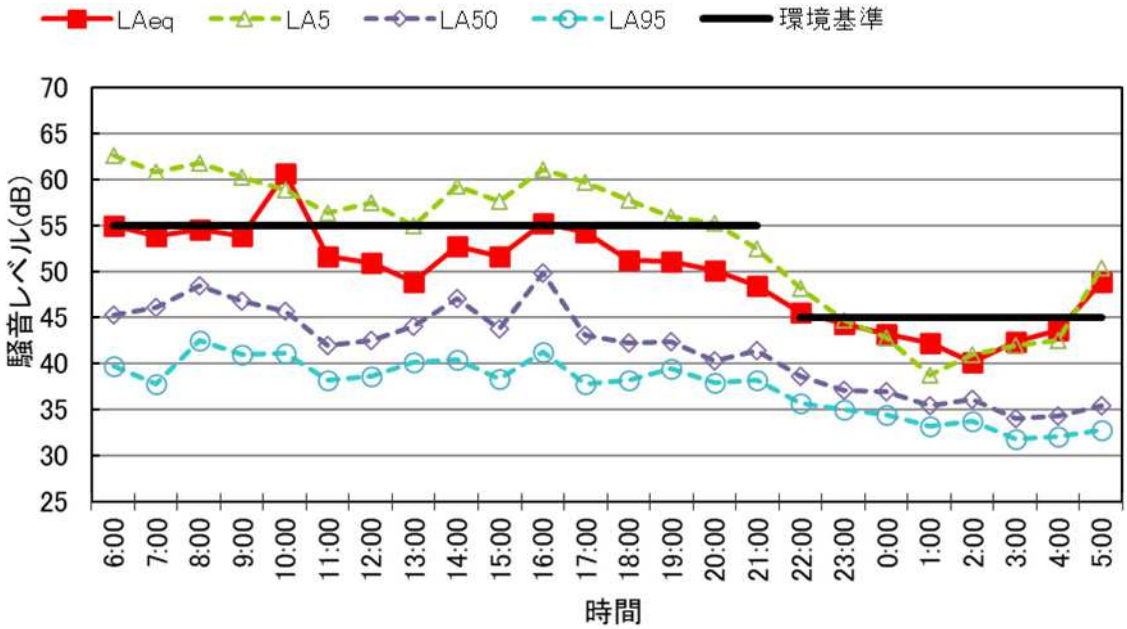

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	－	－	54
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	－	－	44
	環境基準	45			

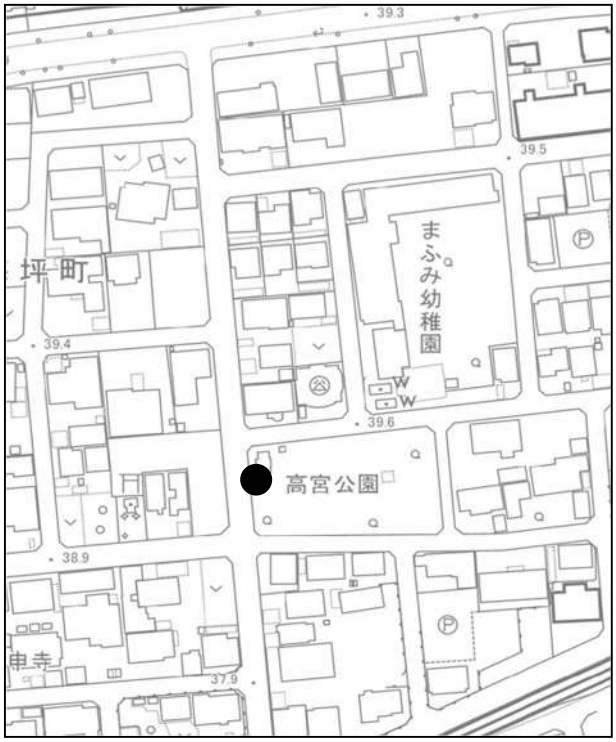

図４－２－２　環境騒音調査結果（東梅坪町）

環境騒音３　宮口一色区民会館　宮口町１丁目

- 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 38～50dB、「夜間」は 37～44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は７dB です。
- 主な音源に、周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日(水) ～ 10 月 31 日(木)

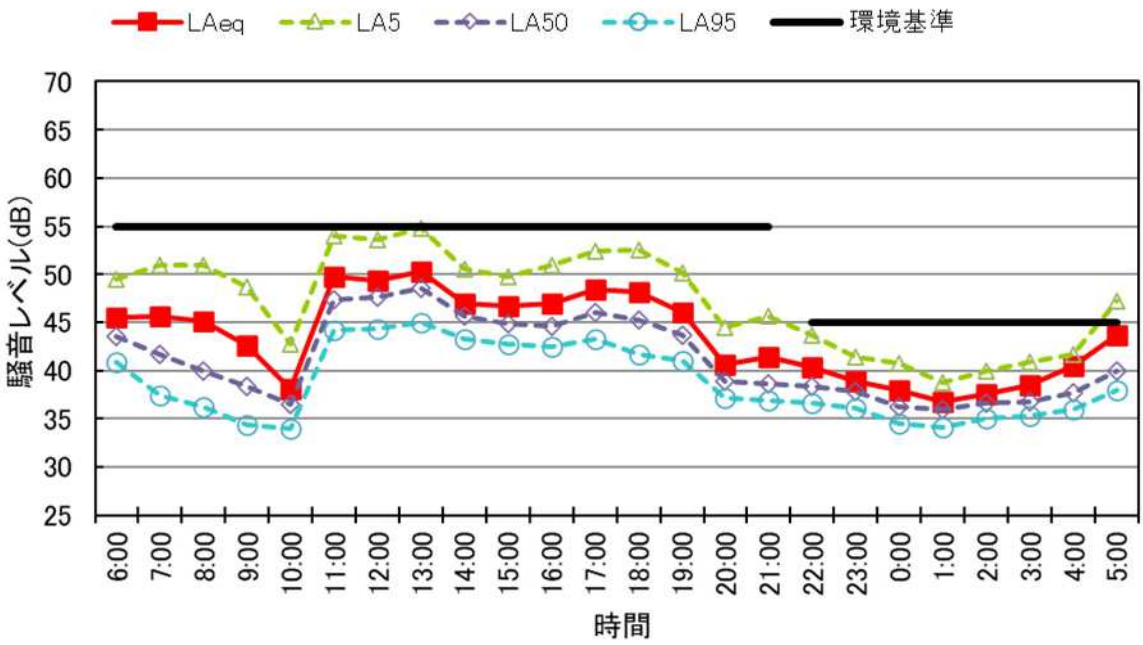

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	48	－	47
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	42	－	40
	環境基準	45			

図４－２－３　環境騒音調査結果（宮口町）

環境騒音４　緑ケ丘自治区区民会館　緑ケ丘２丁目

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 41～52dB、「夜間」は 39～42dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は８dB です。

・ 主な音源に、工場稼働音・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 24 日(木) ～10 月 25 日(金)

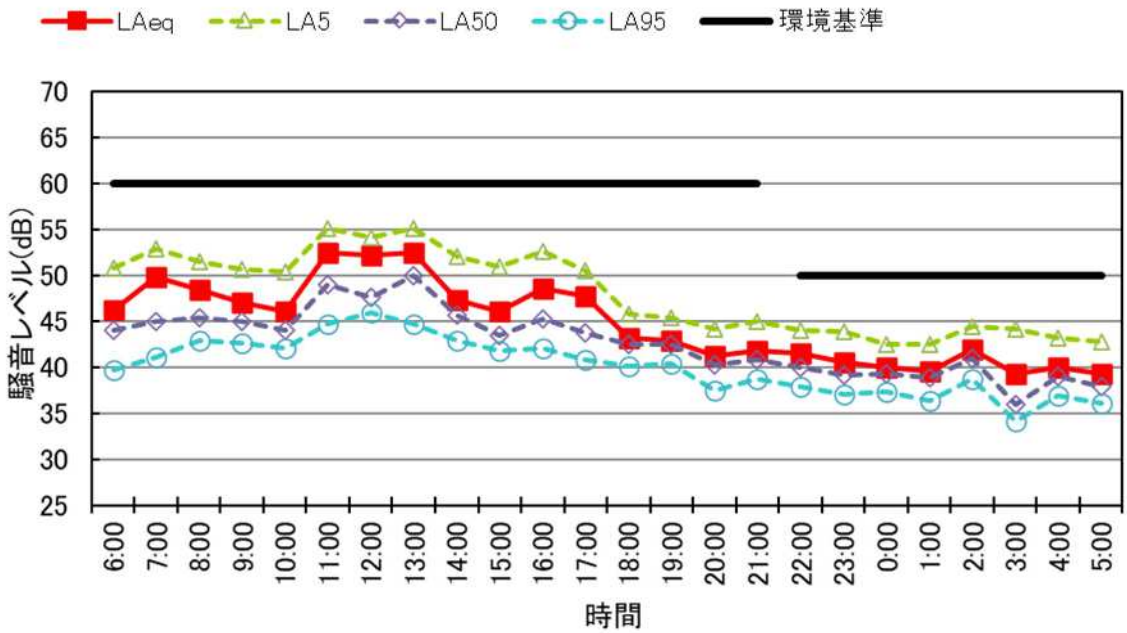

類型指定	C

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均	49	－	－	48
	環境基準	60			
夜間	時間帯平均	40	－	－	40
	環境基準	50			

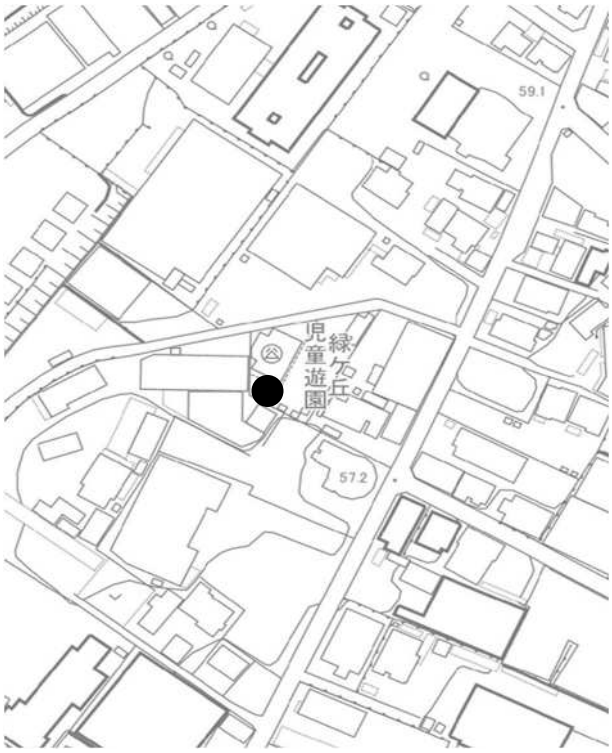

図４－２－４　環境騒音調査結果（緑ケ丘）

環境騒音５　谷下公園　市木町１丁目

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 48～54dB、「夜間」は 41～47dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は８dB です。

・ 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 24 日(木) ～ 25 日(金)

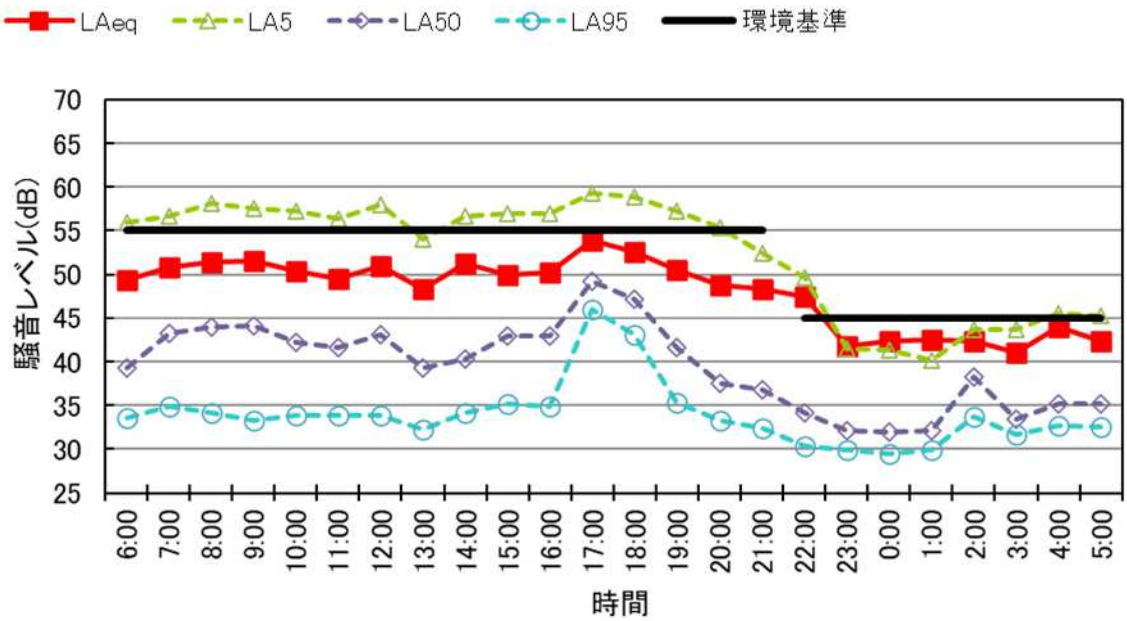

類型指定	A

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	―	51	―	51
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	―	43	―	43
	環境基準	45			

図４－２－５　環境騒音調査結果（市木町）

環境騒音６　益富こども園　志賀町箕平

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 45～52dB、「夜間」は 42～46dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は７dB です。

・ 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日(水) ～ 31 日(木)

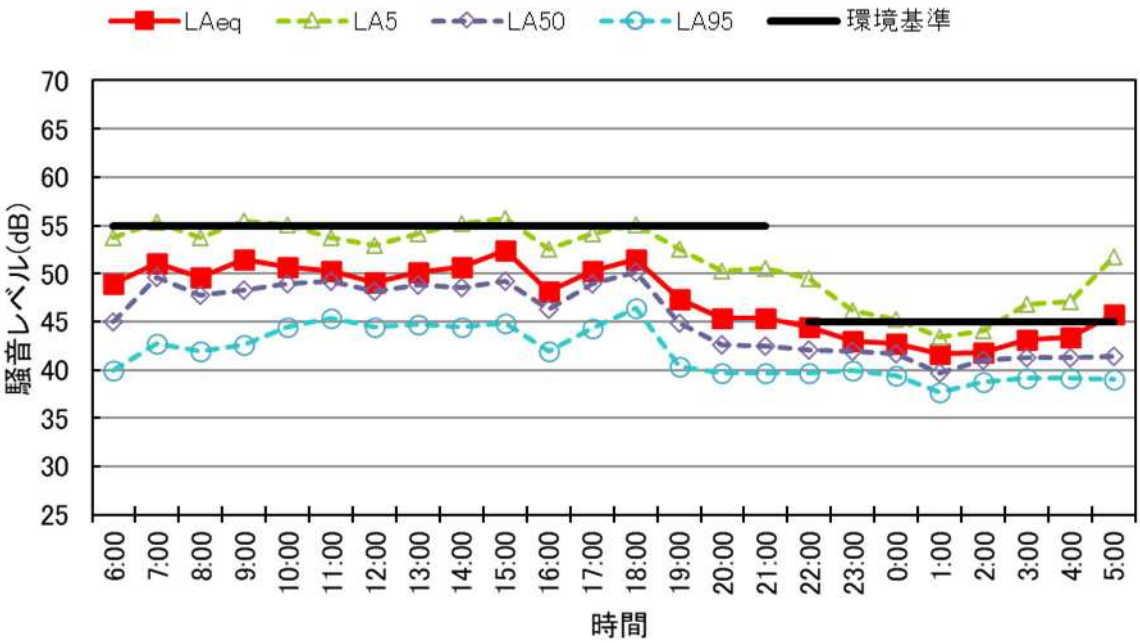

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	－	－	50
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	－	－	43
	環境基準	45			

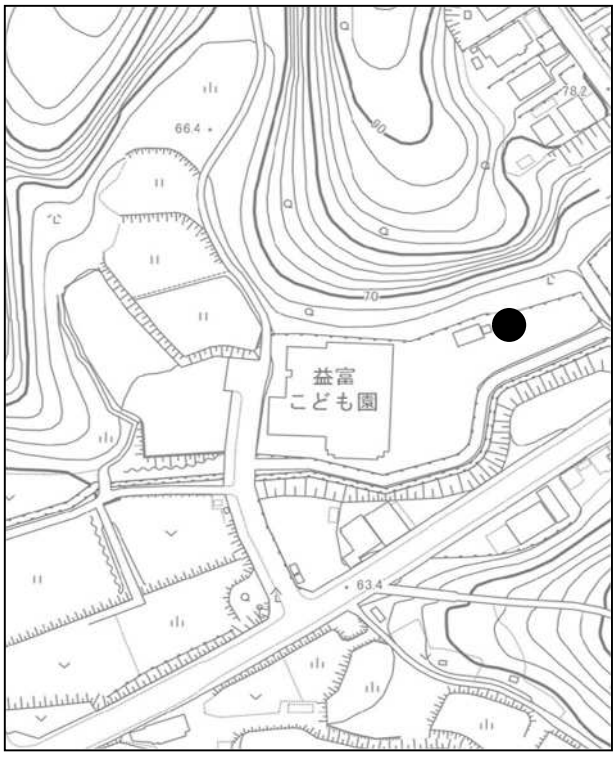

図４－２－６　環境騒音調査結果（志賀町）

環境騒音７　寿恵野こども園　鴛鴨町畔畑

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 44～55dB、「夜間」は 43～47dB で変動しています。また、「昼間」は環境基準値を下回り、「夜間」は環境基準値と変わらない結果となり、「昼間」と「夜間」の差は６dB です。

・ 主な音源に、周辺の子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日(水) ～10 月 31 日(木)

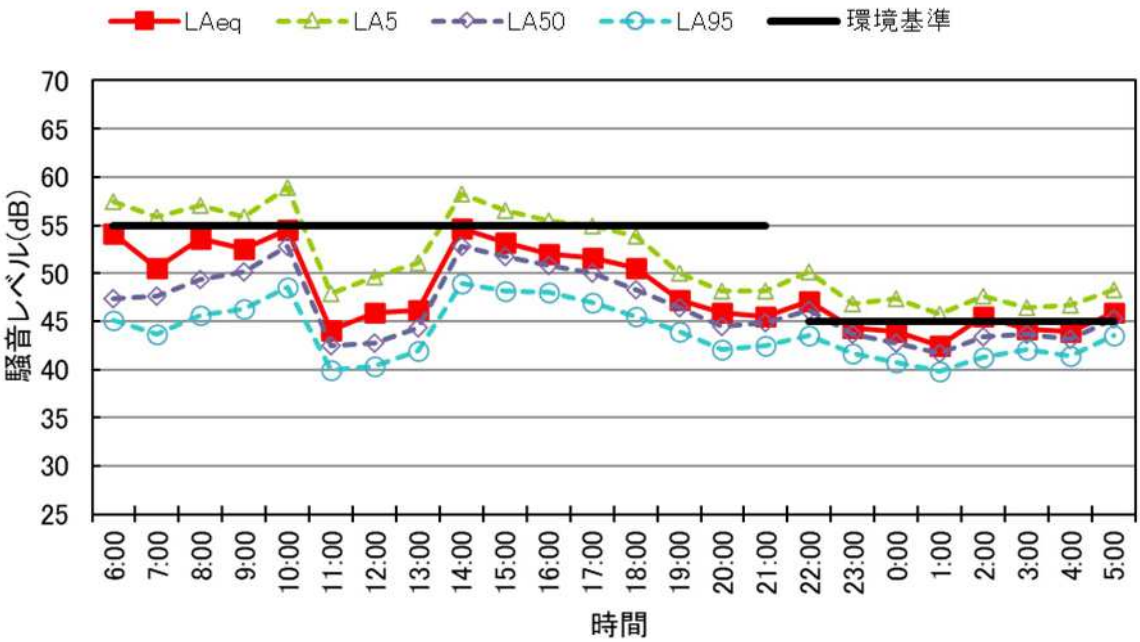

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	50	51	－	51
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	**46**	44	－	45
	環境基準	45			

図４－２－７　環境騒音調査結果（鴛鴨町）

環境騒音８　若園交流館　花園町脇ノ田

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 47～54dB、「夜間」は 46～50dB で変動しています。また、「昼間」は環境基準値を下回り、「夜間」は環境基準を上回る結果となりました。「昼間」と「夜間」の差は３dB です。

・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日(水) ～10 月 31 日(木)

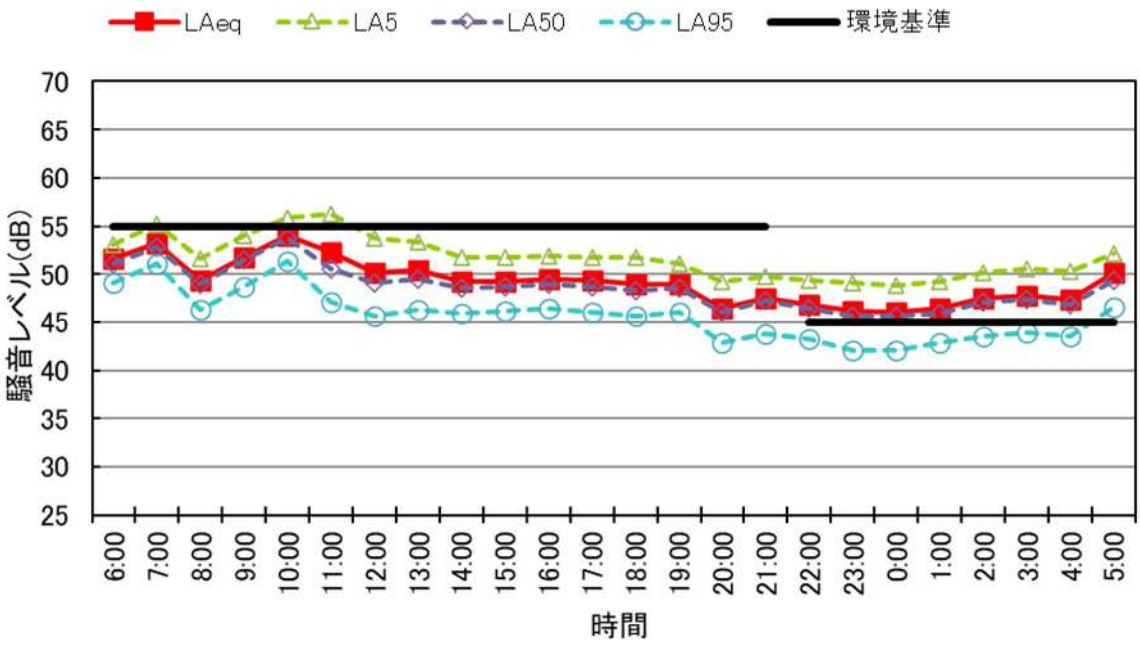

類型指定	A

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	－	－	51
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	－	－	48
	環境基準	45			

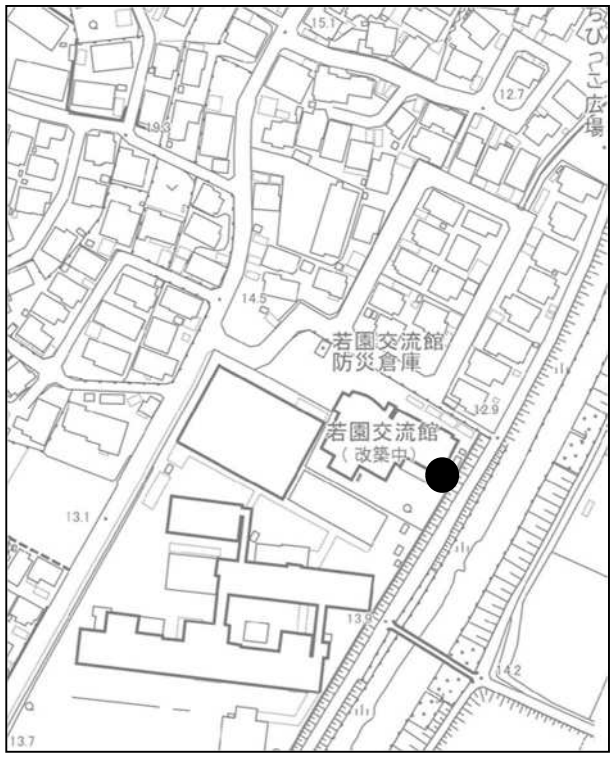

※地図データは令和２年度時点

図４－２－８　環境騒音調査結果（花園町）

環境騒音９　高岡支所　高岡町長根

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 41～51dB、「夜間」は 39～43dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は７dB です。

・ 主な音源に、来庁者の車両音・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日(水) ～10 月 31 日(木)

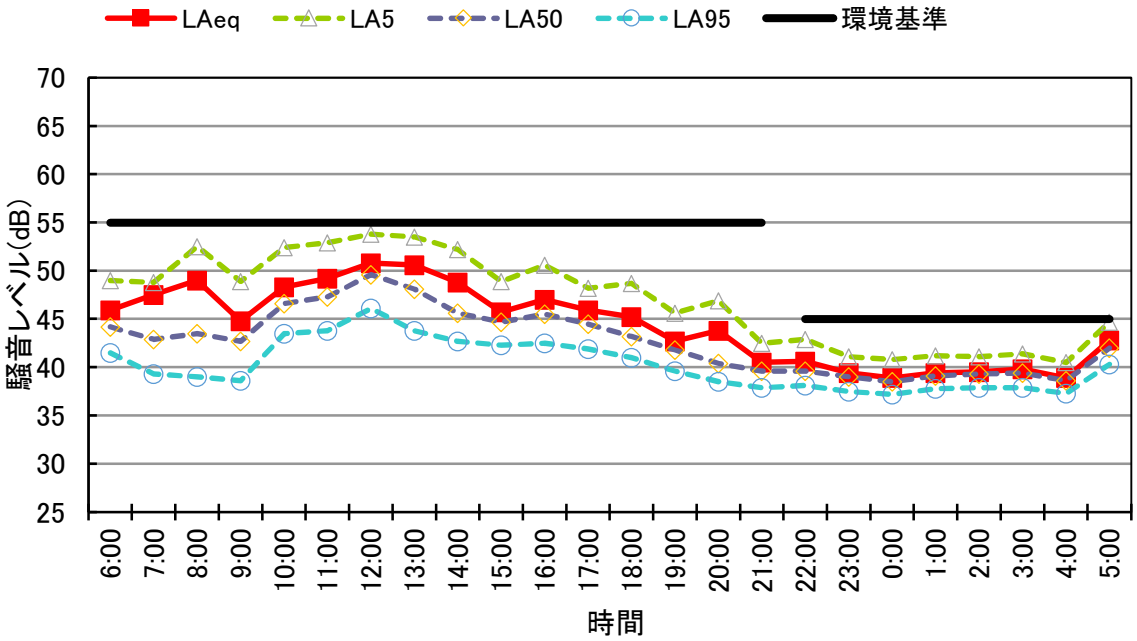

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	46	－	47
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	42	－	40
	環境基準	45			

図４－２－９　環境騒音調査結果（高岡町）

環境騒音 10　浄水小学校　浄水町南平

- 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 49～58dB、「夜間」は 40～47dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値との差はなく、「昼間」と「夜間」の差は 10dB です。
- 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 12 月３日(火) ～12 月４日(水)

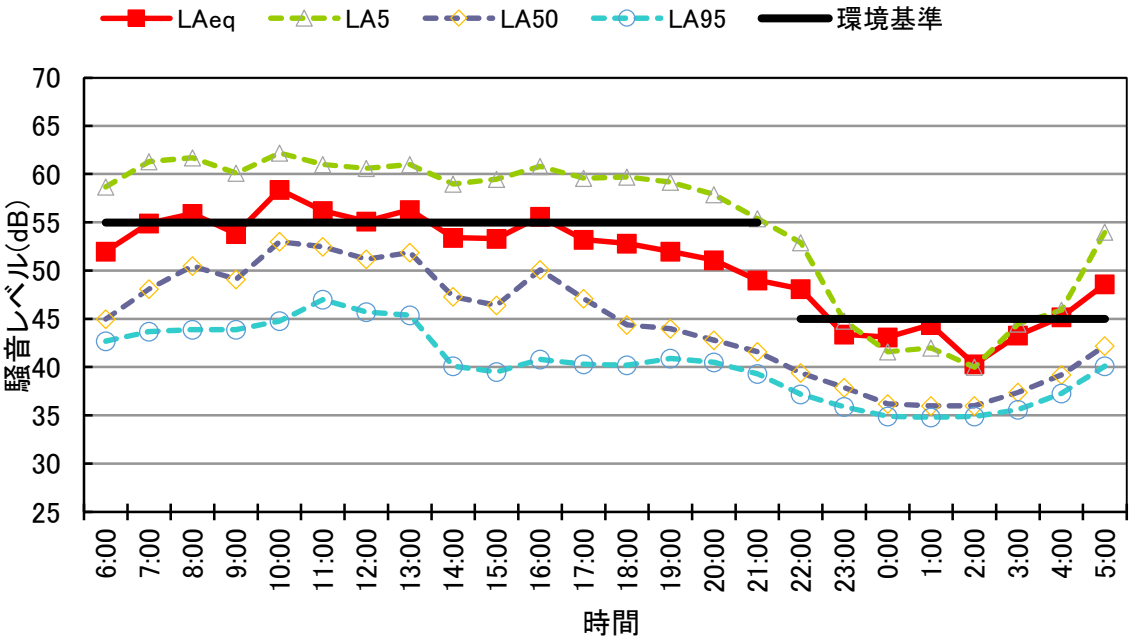

類型指定	A

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	－	－	55
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	－	－	45
	環境基準	45			

図４－２－10　環境騒音調査結果（浄水町）

環境騒音 11　亀首公園　亀首町八ツ口洞

- 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 38～52dB、「夜間」は 39～41dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は５dB です。
- 主な音源に、子供の声・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 21 日(月) ～ 10 月 22 日(火)

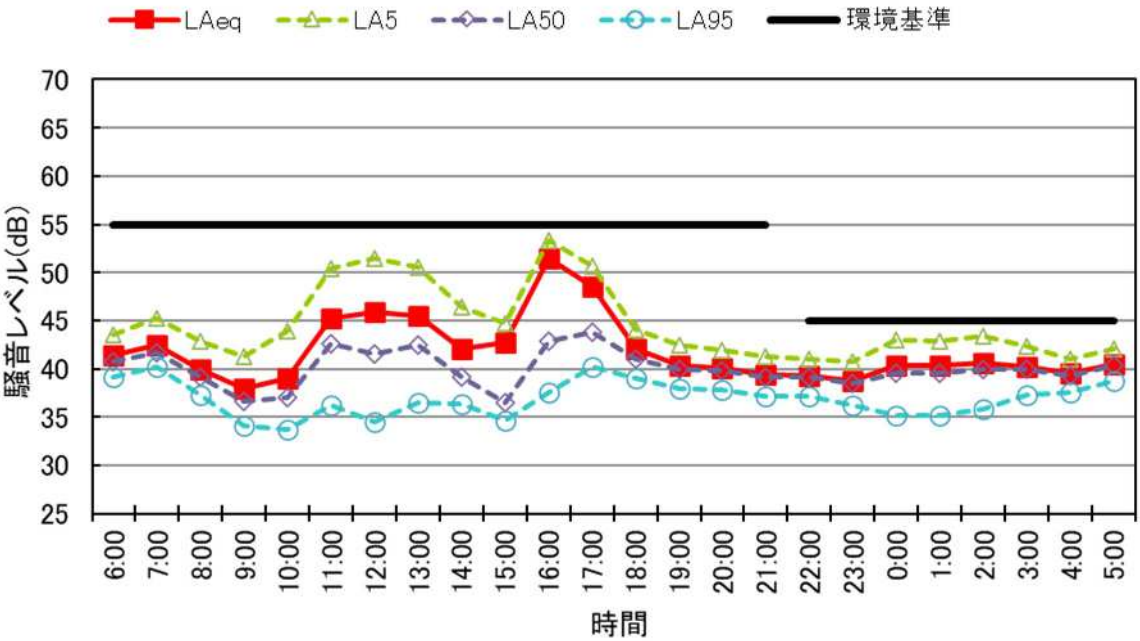

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	－	42	－	45
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	－	37	－	40
	環境基準	45			

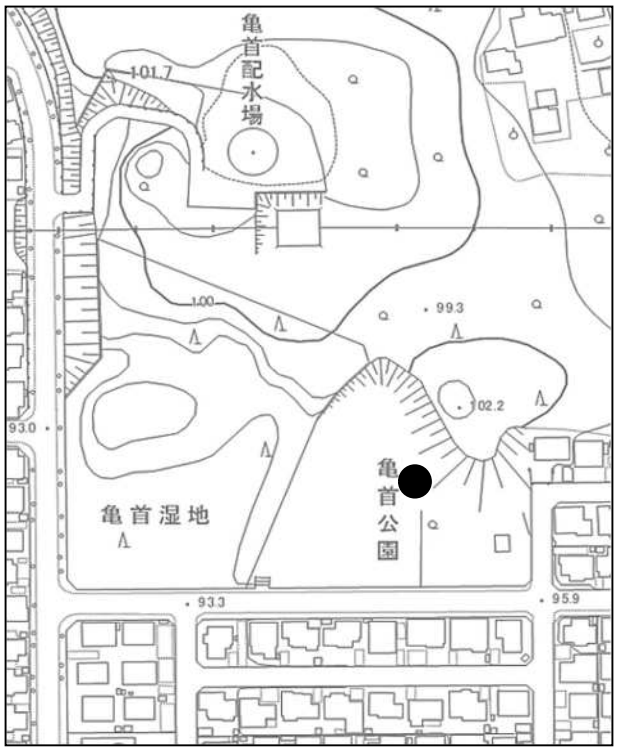

図４－２－11　環境騒音調査結果（亀首町）

環境騒音 12　深見木戸公園　深見町木戸

・ 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 39～46dB、「夜間」は 37～41dB で変動しています。「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は４dB です。

・ 主な音源に、生活音・周辺の道路交通騒音の声が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 21 日(月) ～ 10 月 22 日(火)

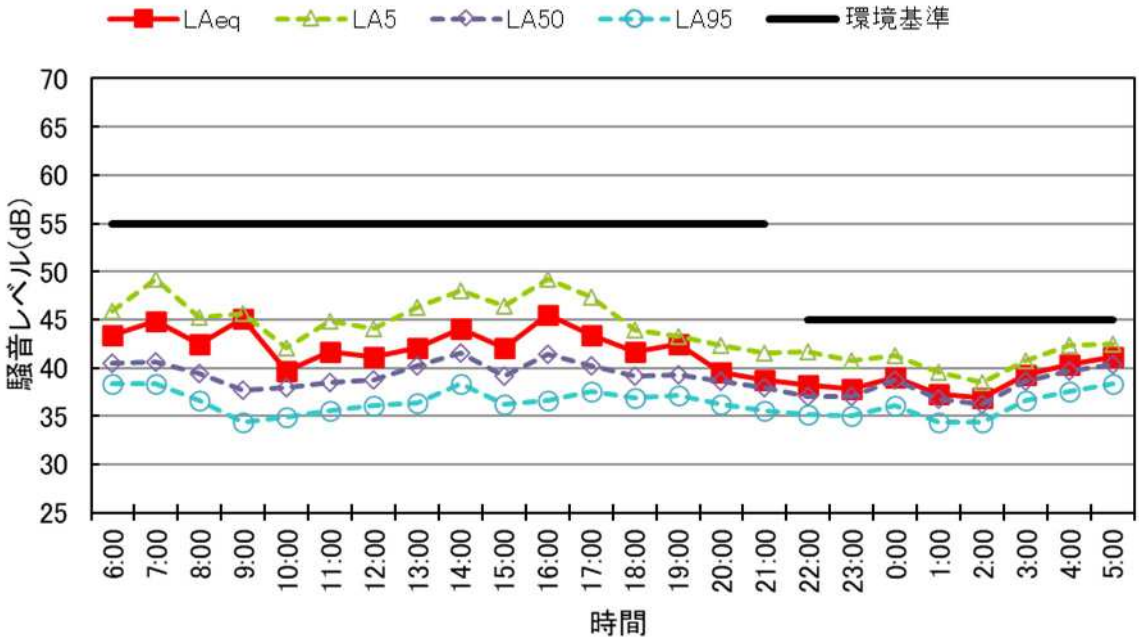

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	42	－	－	43
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	37	－	－	39
	環境基準	45			

図４－２-12　環境騒音調査結果（深見町）

環境騒音 13　小原支所　小原町上平

- 等価騒音レベル（LAeq）は、「昼間」は 36～47dB、「夜間」は 35～39dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は５dB です。
- 主な音源に、来庁者の車両騒音・周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調　査　期　間	令和６年 10 月 21 日(月) ～ 10 月 22 日(火)

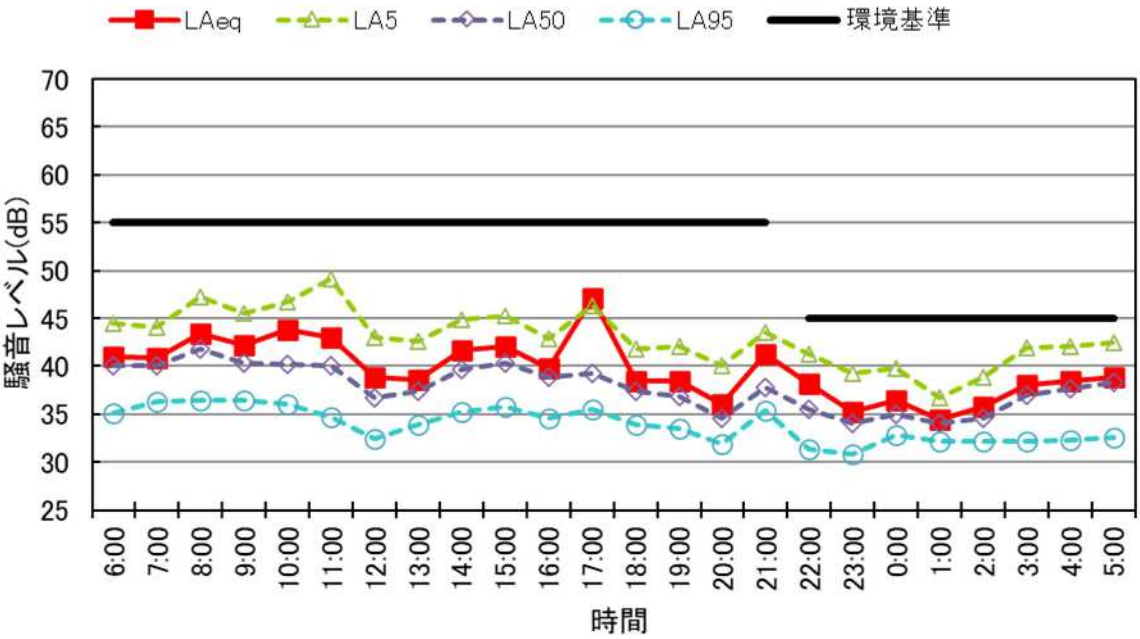

類型指定	B

ＬＡeq		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
昼間	時間帯平均値	-	-	-	42
	環境基準	55			
夜間	時間帯平均値	-	-	-	37
	環境基準	45			

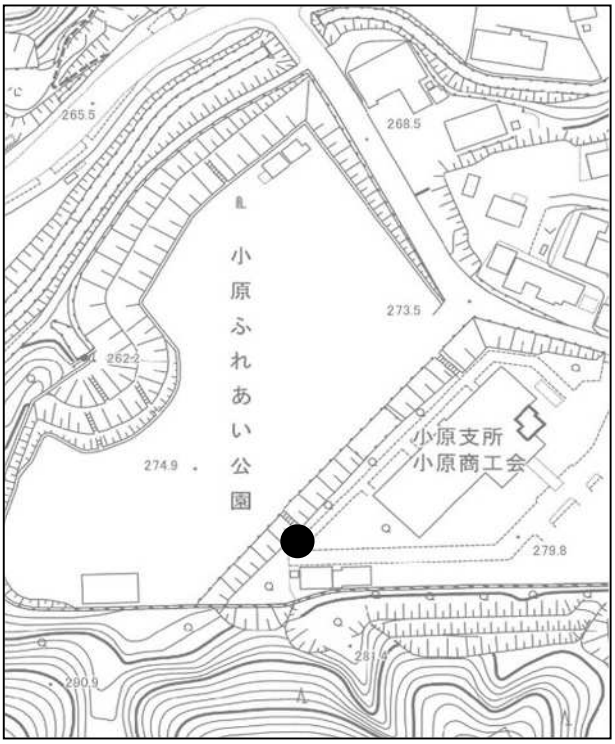

図４－２－13　環境騒音調査結果（小原町）

３　自動車騒音・道路交通振動の要請限度調査

【要請限度】

要請限度とは、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べることができる限度のことをいいます。

表４－５　自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
（平成 12 年３月２日総理府令第 15 号、最終改正 令和２年３月 30 日環境省令第９号）
騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（平成 10 年３月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年６月 26 日豊田市告示第 301 号）

（単位：dB）

区　域　の　区　分		道路に面する区域	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 田園住居地域	１車線	65	55
		２車線以上	70	65
b 区域	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	１車線	65	55
		２車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	１車線	75	70
		２車線以上	75	70

幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 （全区域共通）	75	70

幹線交通を担う道路：道路法（昭和27年法律第180号）第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第８項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第７条第１号に規定する自動車専用道路をいう。

幹線交通を担う道路に近接する区域：２車線以下の道路の場合、敷地境界から15m、２車線を超える場合、敷地境界から20mを指す。

昼　　間：午前６時から午後10時まで

夜　　間：午後10時から翌日午前６時まで

表４－６　道路交通振動の要請限度

振動規制法施行規則第 12 条第１項
振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（平成 10 年３月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年６月 26 日豊田市告示第 302 号）

（単位：dB）

	昼　　間	夜　　間
第１種区域	65	60
第２種区域	70	65

（注）第１種区域：第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第２種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
昼　　間：午前７時から午後８時まで
夜　　間：午後８時から翌日の午前７時まで

【根　　拠】

・ 騒音規制法第17条第１項
・ 振動規制法第16条第１項

【目　　的】

騒音規制法第21条の２及び振動規制法第19条に基づき、市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、要請限度値の適否を評価します。周辺環境を著しく損なっている場合には、道路管理者等へ働きかけを行います。

【調査概要】

・自動車騒音の調査地点は、平日12時間交通量、土地の利用状況、ＤＩＤ※、地域性の観点から30地点を選定しています。５年間（令和２年～令和６年度）で調査地点を一巡するローリング調査を行っており、令和６年度は６地点で騒音レベル及び交通量を調査しました。また、３地点で振動レベルを調査しました。

※ＤＩＤ（人口集中地区）とは、人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が5,000人以上を有する地域である。

・自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められたときには、県公安委員会に対して対策を要請、道路管理者等に対して意見を具申します。

（１）調査地点

自動車騒音…６地点
道路交通振動…３地点

（２）測定方法及び評価手法

騒音測定方法については、日本産業規格Z8731に準拠し、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。振動測定方法につい

ては日本産業規格Z8735に準拠し、時間の区分ごとに振動レベルL10（80%レンジの上端値）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

（１）自動車騒音調査

市内６地点で調査を行いました。そのうち、全ての地点で要請限度を下回っていました。〈表４－７、表４－９、図４－３参照〉

（２）道路交通振動調査

市内３地点で調査及び評価を行ったところ、３地点全てで要請限度を下回っていました。〈表４－８、表４-10、図４－４参照〉

表４-７　令和６年度 自動車騒音調査結果（要請限度）

地点番号	路線名	住所（調査地点）	測定日	用途地域	区域の区分	車線数	騒音レベル（LAeq）（単位：dB）		要請限度※1（単位：dB）		適合※2状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	伊勢湾岸自動車道	渡刈町川田	R６.10.21～R６.10.25	市街化調整区域	b 区域（幹線道路）	6	58	52	75	70	○
2	伊勢湾岸自動車道	上郷町５丁目		第１種住居地域	b 区域（幹線道路）	6	58	57			○
3	一般国道 248 号	豊栄町２丁目		第２種住居地域	b 区域（幹線道路）	4	69	65			○
4	岡崎豊明線	西岡町長土井	R６.12.2～R６.12.6	市街化調整区域	b 区域（幹線道路）	2	67	63			○
5	浄水駅北通り線（＝原山線）	浄水町原山	R６.10.21～R６.10.25	第２種中高層住居専用地域	a 区域（市道）	4	67	60			○
6	豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）	小坂町１丁目		第１種住居地域	b 区域（市道）	4	65	60			○

※１　要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※２　適合状況　　「○」適合　「△」いずれかの時間帯で不適合　「×」全ての時間帯で不適合

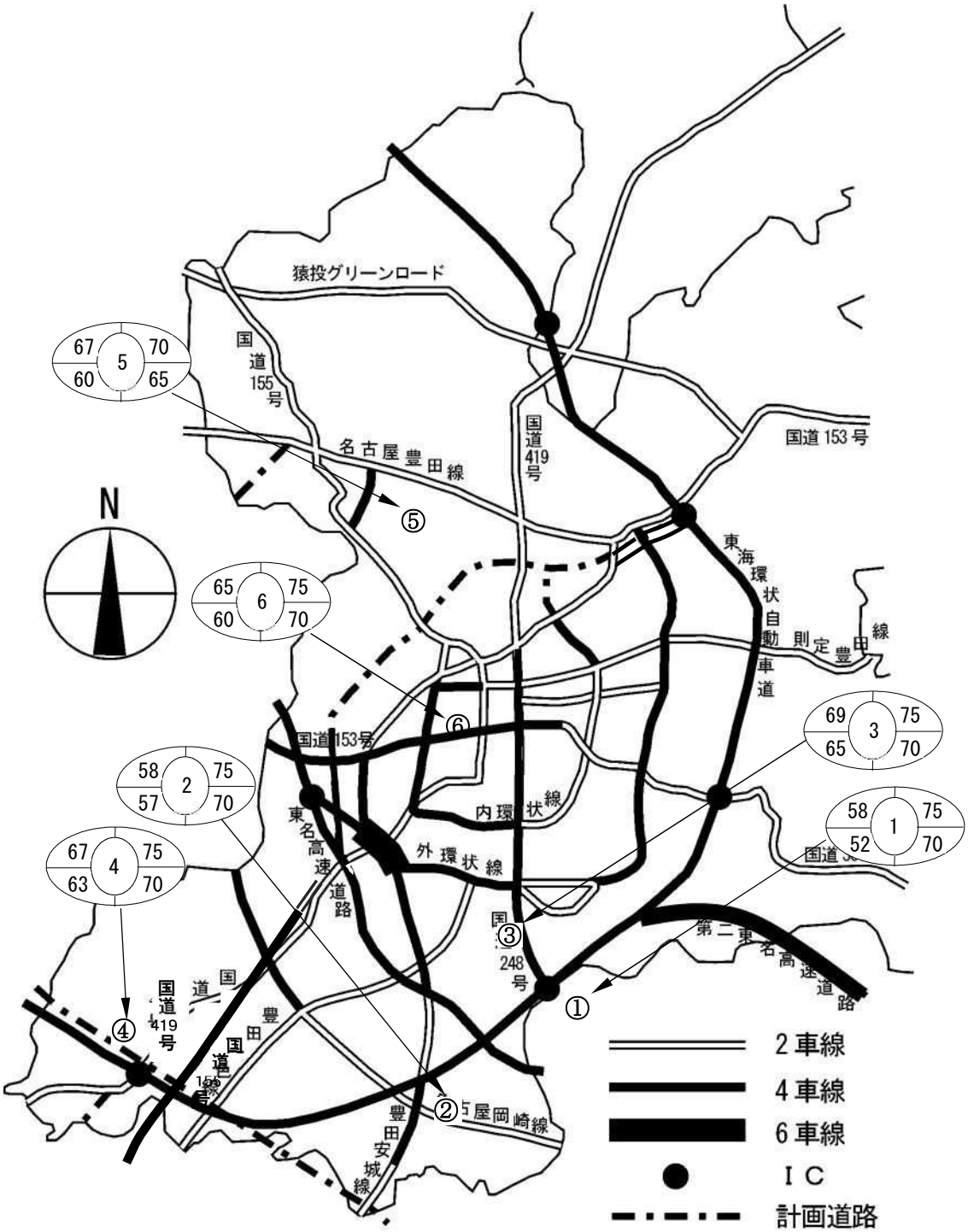

① 伊勢湾岸自動車道（渡刈町川田）

② 伊勢湾岸自動車道（上郷町５丁目）

③ 一般国道 248 号（豊栄町２丁目）

④ 岡崎豊明線（西岡町長土井）

⑤ 浄水駅北通り線（＝原山線）

（浄水町原山）

⑥ 豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）

（小坂町１丁目）

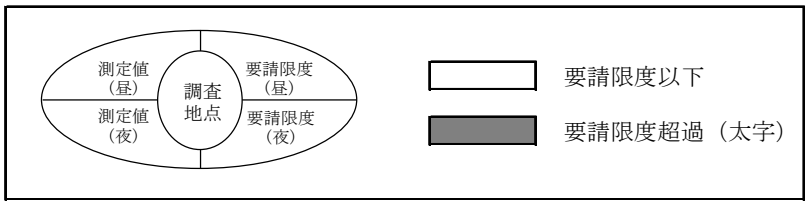

図４－３　自動車騒音 調査結果（令和６年度）

表４－８　道路交通振動調査結果（令和６年度）

地点番号	路線名	住所（調査地点）	測定期間	用途地域	区域の区分	振動レベル（L_{10}）（単位：ｄB）		要請限度（単位：ｄB）		適合※状況
						昼間	夜間	昼間	夜間	
３	一般国道 248 号	豊栄町２丁目	R６.10.21	第２種住居地域	第１種区域	42	39	65	60	○
４	岡崎豊明線	西岡町長土井		市街化調整区域	第２種区域	38	27	70	65	○
６	豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）	小坂町１丁目		第１種住居地域	第１種区域	37	27	65	60	○

※ 適合状況　　「○」適合　「△」いずれかの時間帯で不適合　「×」全ての時間帯で不適合

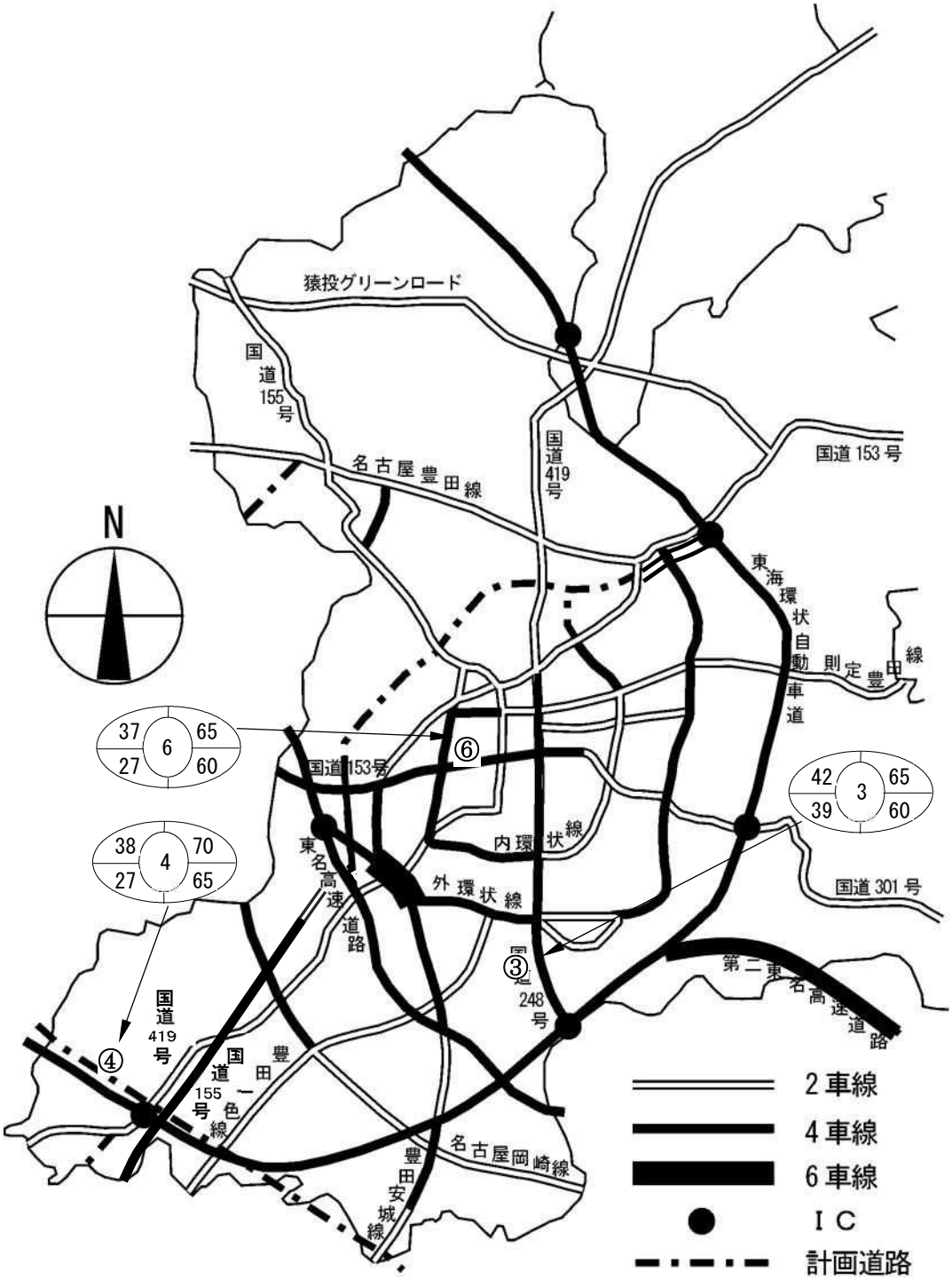

③一般国道 248 号（豊栄町２丁目）

④岡崎豊明線（西岡町長土井）

⑥豊田刈谷線１（小坂町１丁目）

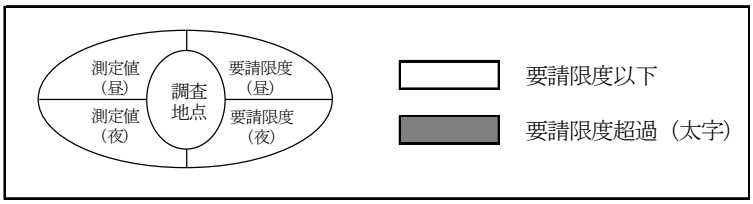

図４－４　道路交通振動調査結果（令和６年度）

【調査結果】

（１）自動車騒音調査

ア　伊勢湾岸自動車道（渡刈町川田）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、鳥、犬、作業音、選挙カー、子供の声、バックサイレン、遊具音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－１　自動車騒音調査結果

調査地点	渡刈町川田		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)～10 月 25 日(金) うち３日間(21 日(月)、24 日(木)、25 日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	58	52		
要請限度	75	70		
（適否）	○	○		

道路状況	車道幅員	37.75m
	路面	排水性アスファルト
	車線数	６車線
測定位置	車道端からの距離	53m
	道路敷地境界からの距離	53m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

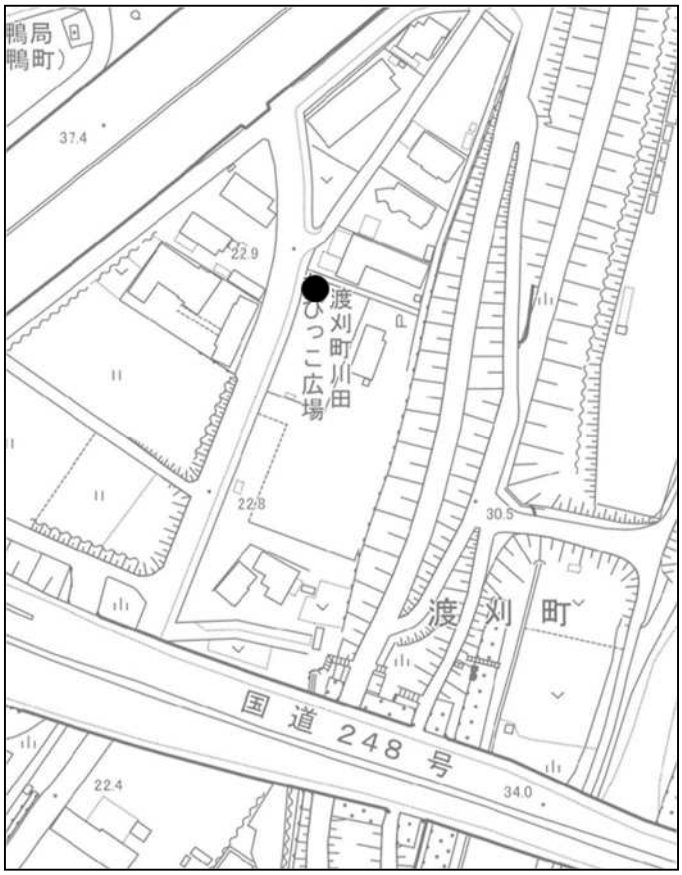

イ　伊勢湾岸自動車道（上郷町５丁目）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、ヘリコプター、鳥、犬、クラクション、作業音、選挙カー以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－２　自動車騒音調査結果

調査地点	上郷町５丁目		区域の区分	第１種住居地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)～10 月 25 日(金) うち３日間(21 日(月)、24 日(木)、25 日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	58	57		
要請限度	75	70		
（適否）	○	○		

道路状況	車道幅員	34.25m
	路面	排水性アスファルト
	車線数	６車線
測定位置	車道端からの距離	10m
	道路敷地境界からの距離	10m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

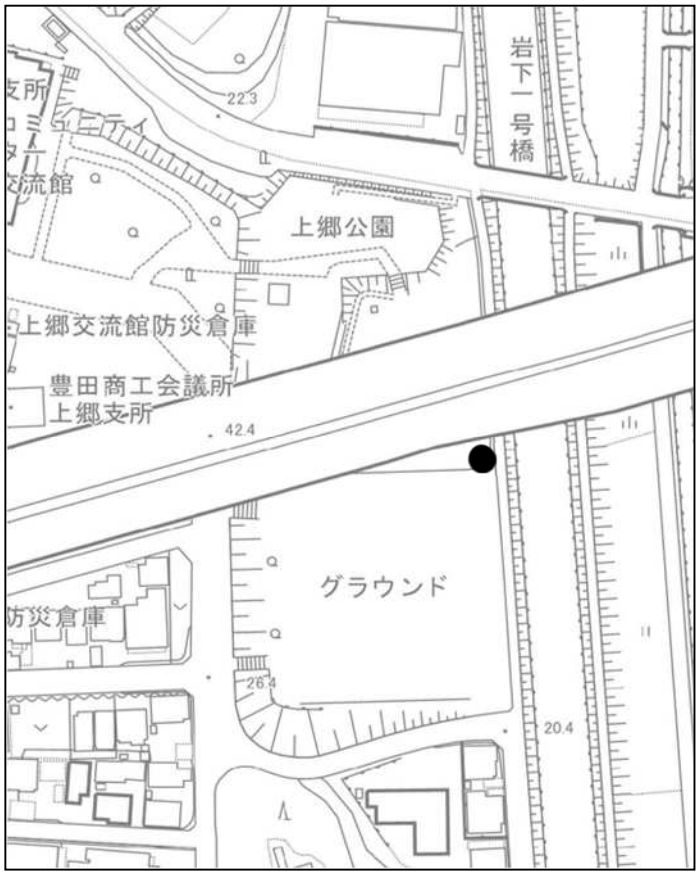

ウ　自動車騒音３　一般国道 248 号（豊栄町２丁目）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、鳥、クラクション、作業音、選挙カー、会話、ブレーキ音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－３　自動車騒音調査結果

調査地点	豊栄町２丁目		区域の区分	第２種住居地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)～10 月 25 日(金) うち３日間(21 日(月)、24 日(木)、25 日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	69	65		
要請限度	75	70		
（適否）	○	○		

道路状況	車道幅員	22.45m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	４車線
測定位置	車道端からの距離	3.3m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

エ　自動車騒音４　岡崎豊明線（西岡町長土井）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、鳥、作業音、自転車、会話、足音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－４　自動車騒音調査結果

調査地点	西岡町長土井		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和６年 12 月２日(月)～12 月６日(金) うち３日間(４日(水)～６日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	67	63		
要請限度	75	70		
（適否）	○	○		

道路状況	車道幅員	11.30m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	２車線
測定位置	車道端からの距離	2.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

オ　自動車騒音５　浄水駅北通り線（＝原山線）　（浄水町原山）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、鳥、犬、ヘリコプター、作業音、選挙カー、会話、ブレーキ音、足音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－５　自動車騒音調査結果

調査地点	浄水町原山		区域の区分	第２種中高層住居専用地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)～10 月 25 日(金) うち３日間(21 日(月)、24 日(木)、25 日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	67	60		
要請限度	70	65		
（適否）	○	○		

道路状況	車道部幅員	22.20m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	４車線
測定位置	車道部端からの距離	2.8m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

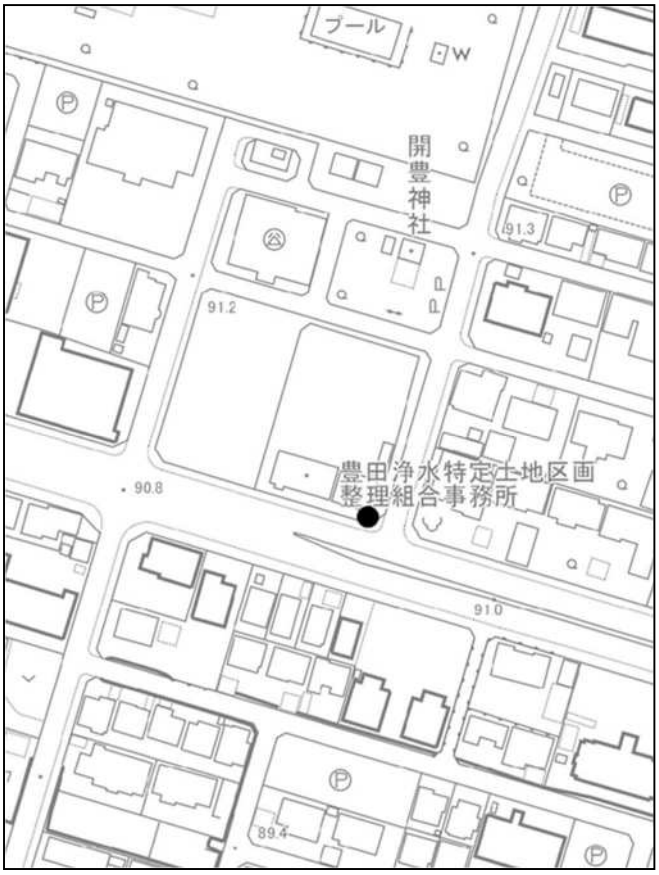

カ　自動車騒音６　豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）　（小坂町１丁目）

・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・改造車両、緊急車両、飛行機、鳥、犬、クラクション、選挙カー、会話以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表４－９－６　自動車騒音調査結果

調査地点	小坂町１丁目		区域の区分	第１種住居地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)～10 月 25 日(金) うち３日間(21 日(月)、24 日(木)、25 日(金))で評価			
調査結果	昼　間	夜　間		
	65	60		
要請限度	75	70		
（適否）	○	○		

道路状況	車道部幅員	23.30m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	４車線
測定位置	車道部端からの距離	5.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	

（２）道路交通振動調査

ア　振動１　一般国道 248 号（豊栄町２丁目）

・振動レベル(L_{10})は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表４-10-１　道路交通振動調査結果

調査地点	豊栄町２丁目		区域の区分	第２種住居地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)			
調査結果	昼　間	夜　間		
	42	39		
要請限度	65	60		
（適否）	○	○		

道路状況	車道部幅員	22.45m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	４車線
測定位置	車道部端からの距離	3.3m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	

イ　振動２　岡崎豊明線（西岡町長土井）

・振動レベル(L_{10})は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表４-10-２　道路交通振動調査結果

調査地点	西岡町長土井		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)			
調査結果	昼　間	夜　間		
	38	27		
要請限度	70	65		
（適否）	○	○		

道路状況	車道部幅員	11.30m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	２車線
測定位置	車道部端からの距離	2.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	

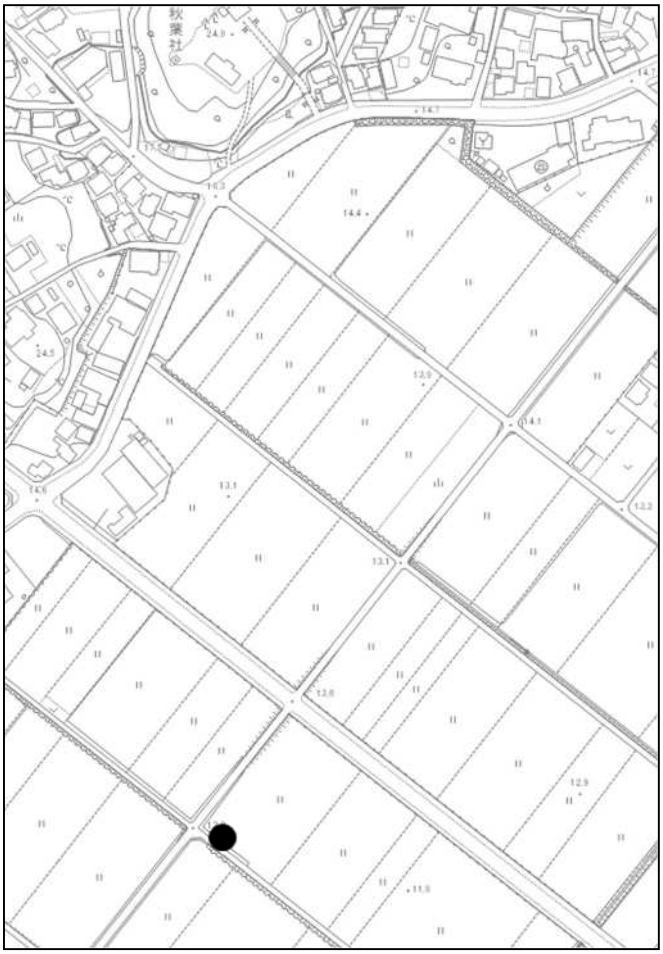

ウ　振動３　豊田刈谷線１（＝大洞筋違橋線）　（小坂町１丁目）

・振動レベル(L_{10})は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。

・道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表４-10-３　道路交通振動調査結果

調査地点	小坂町１丁目		区域の区分	第１種住居地域
調査日	令和６年 10 月 21 日(月)			
調査結果	昼　間	夜　間		
	37	27		
要請限度	65	60		
（適否）	○	○		

道路状況	車道部幅員	23.30m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	４車線
測定位置	車道部端からの距離	5.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	

表４-11　令和６年度 道路交通量調査結果

地点番号	道路	調査日時		交通量（台/10 分） 測定側 大型Ⅰ	測定側 大型Ⅱ	測定側 小型車	測定側 二輪	測定反対側 大型Ⅰ	測定反対側 大型Ⅱ	測定反対側 小型車	測定反対側 二輪	合計台数	大型車混入率（%）	平均速度（km/h） 測定側	平均速度（km/h） 測定反対側
1	伊勢湾岸自動車道（渡刈町川田）	８時台 10 分間交通量※		101		165	0	111		282	0	659	32	―	―
		16 時台 10 分間交通量※		109		292	0	134		150	0	685	35	―	―
2	伊勢湾岸自動車道（上郷町５丁目）	８時台 10 分間交通量※		127		225	0	135		393	0	880	30	―	―
		16 時台 10 分間交通量※		136		357	0	160		199	0	852	35	―	―
3	一般国道 248 号（豊栄町２丁目）	R６.10.21	８:10～８:20	4	6	89	1	5	14	66	0	185	16	10	46
			16:50～17:00	3	4	128	3	2	8	133	2	283	6	39	49
4	岡崎豊明線（西岡町長土井）	R６.12.２	８:20～８:30	5	2	14	0	5	5	13	0	44	39	53	43
			16:00～16:10	4	4	6	1	3	1	20	0	39	31	52	43
5	浄水駅北通り線（浄水町原山）	R６.10.21	９:20～９:30	4	2	63	3	3	1	62	3	141	7	49	55
			16:00～16:10	0	2	78	1	3	2	68	0	154	5	48	56
6	豊田刈谷線１（小坂町１丁目）		８:20～８:30	0	10	98	2	2	3	103	0	218	7	41	47
			16:40～16:50	3	9	115	3	2	4	114	1	251	7	49	44

※地点１及び２の伊勢湾岸自動車道の交通量は NEXCO 提供資料により算出。

４　騒音・振動防止対策

（１）工場等の規制基準

ア　騒音

（ア）騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第１号、最終改正 令和２年３月 30 日環境省告示第 35 号）

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成 10 年３月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年６月 26 日豊田市告示第 301 号）

表４-12-１　特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

	昼間	朝	夕	夜間
	午前８時から 午後６時まで	午前６時から 午前８時まで	午後６時から 午後９時まで	午後９時から 翌日午前６時まで
第１種区域	45	40		40
第２種区域	50	45		40
第３種区域	60	55		50
第４種区域	65	60		55

第１種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第２種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第３種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第４種区域：工業地域

【備考】

第３種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後９時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後６時から午後７時まで及び夜間のうち午後９時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第７条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第５条の３に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から５デシベルを減じた値とする。

（イ）県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第１号、最終改正 令和２年３月 30 日環境省告示第 35 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年３月 25 日条例第７号、最終改正令和４年３月 25 日条例第 15 号）

表４-12-２　特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間 午前８時から 午後７時まで	朝 午前６時から 午前８時まで	夕 午後７時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日午前６時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	40		40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50	45		40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60		50
工業地域	70	65		60
工業専用地域	75	75		70
その他の地域	60	55		50

【備考】

ア　上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする。

イ　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

イ　振動

（ア）振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年４月 20 日環境省告示第 65 号）

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成 10 年３月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年６月 26 日豊田市告示第 302 号）

表４-13-１　特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

		昼　間	夜　間
		午前７時から 午後８時まで	午後８時から 翌日午前７時まで
第１種区域	1	60	55
	2	65	55
第２種区域	1	65	60
	2	70	65

第１種区域　１：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

２：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第２種区域　１：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

２：工業地域

【備考】

ア　工業地域のうち、学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする。

イ　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内（備考アの適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする。

（イ）県民の生活環境の保全等に関する条例（振動）

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年４月 20 日環境省告示第 65 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年３月 25 日条例第７号、最終改正令和４年３月 25 日条例第 15 号）

表４-13-２　特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼　間 午前７時から 午後８時まで	夜　間 午後８時から 翌日午前７時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

ア　工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする。

イ　第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から５デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

（２）届　出

ア　特定工場等

【根　　拠】

・騒音規制法第６条、第７条、第８条、第10条、第11条

・県民の生活環境の保全等に関する条例

第７条第２項、第８条第２項、第９条第２項、第13条第２項、第14条第３項

・振動規制法第６条、第７条、第８条、第10条、第11条

【届出件数】

表４-14　騒音・振動関係届出件数（令和６年度）

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
設置	8	5	19	18	50
使用	0	0	0	1	1
使用全廃	4	3	4	4	15
数変更	8	16	17	12	53
防止の方法変更	0	0	0	0	0
使用の方法変更		0			0
氏名等変更	54	48	55	61	218
承継	3	3	2	2	10
合計	77	75	97	98	347

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
みなし廃止	14	16	4	2	36
施設の修正	0	1	0	0	1
合計	14	17	4	2	37

【該当施設数】

表４-15-１　騒音規制法に係る特定施設数

施　設　名	特定施設数
１ 金　属　加　工　機　械	2,610
２ 空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	3,179
３ 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	183
４ 織　機	17
５ 建 設 用 資 材 製 造 機 械	28
６ 穀　物　用　製　粉　機	２
７ 木　材　加　工　機　械	106
８ 抄　紙　機	１
９ 印　刷　機　械	108
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	1,024
11 鋳　型　造　型　機	６
計	7,264
昨年度合計	7,250

（令和７年３月 31 日現在）

表４-15-２　振動規制法に係る特定施設数

施　設　名	特定施設数
１ 金　属　加　工　機　械	2,855
２ 圧　縮　機	1,577
３ 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	199
４ 織　機	３
５ コンクリートブロックマシン	７
６ 木　材　加　工　機　械	３
７ 印　刷　機　械	57
８ ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	２
９ 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	1,146
10 鋳　型　造　型　機	６
計	5,855
昨年度合計	5,840

（令和７年３月 31 日現在）

表４-16-１　県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

施設名	特定施設数
１ 金属加工機械	4,725
２ 空気圧縮機及び冷凍機	11,223
３ 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
４ 織機	３
５ 建設用資材製造機械	７
６ 穀物用製粉機	０
７ 木材加工機械	45
８ 抄紙機	０
９ 印刷機械	41
10 合成樹脂用射出成形機	504
11 鋳型造型機	16
12 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及びｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ	360
13 送風機及び排風機	8,832
14 走行クレーン	880
15 洗びん機	０
16 真空ポンプ	196
計	26,981
昨年度合計	26,850

（令和７年３月 31 日現在）

表４-16-２　県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施　設　名	特定施設数
１ 金　属　加　工　機　械	3,151
２圧　縮　機　及　び　冷　凍　機	12,621
３土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
４ 織　機	３
５ コンクリートブロックマシン	０
６ 木　材　加　工　機　械	２
７ 印　刷　機　械	26
８ ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
９ 合成樹脂用射出成形機	504
10 鋳　型　造　型　機	16
11 穀　物　用　製　粉　機	０
12 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及びｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ	348
13送　風　機　及　び　排　風　機	9,963
計	26,818
昨年度合計	26,658

（令和７年３月 31 日現在）

【該当事業所数】

表４-17　騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	858
振動規制法	691
県条例（騒音）	1,044
県条例（振動）	1,146

（令和７年３月 31 日現在）

イ　特定建設作業

【根　　拠】

・騒音規制法第14条

・振動規制法第14条

・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表４-18　特定建設作業届出件数（令和６年度）

環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	合計
1,566	19	29	26	7	24	27	1,698 （うち電子 780）

表４-19-１　特定建設作業別届出件数（騒音関係）（令和６年度）

＜騒音規制法関係＞

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
１　くい打機などを使用する作業	42	1	43
２　びょう打機を使用する作業	1	0	1
３　さく岩機を使用する作業	641	7	648
４　空気圧縮機を使用する作業	140	5	145
５　コンクリートプラントなどを設けて行う作業	10	0	10
６　バックホウを使用する作業	51	5	56
７　トラクターショベルを使用する作業	8	0	8
８　ブルドーザーを使用する作業	15	0	15
合　　計	908	18	926

＜条例関係＞

特定建設作業の種類	環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	合計
1　くい打機などを使用する作業	4	0	0	0	0	0	0	4
2　びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3　さく岩機を使用する作業	7	1	9	14	2	2	0	35
4　空気圧縮機を使用する作業	8	3	2	6	2	2	0	23
5　コンクリートプラントなどを設けて行う作業	0	0	0	1	0	0	0	1
6　バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
7　トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8　ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
9　鉄筋コンクリート造などの建造物を解体、破壊する作業	187	0	0	0	0	0	0	187
10　コンクリートミキサーを用いる作業など	479	9	21	15	4	5	17	550
11　コンクリートカッターを使用する作業	439	6	8	10	3	10	10	486
12　ブルトーザーなどを用いる整地、掘削の作業	1,478	18	25	23	7	27	23	1,601
13　ロードローラーなどを使用する作業	594	13	11	17	3	11	6	655
合　　計	3,196	50	76	86	21	57	56	3,542

※　６～８は法律のみ該当作業

表４-19-２　特定建設作業別届出件数（振動関係）（令和６年度）

＜振動規制法＞

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1　くい打機などを使用する作業	49	1	50
2　鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0
3　舗装版破砕機を使用する作業	17	0	17
4　ブレーカーを使用する作業	618	12	630
合　　計	684	13	697

＜条例関係＞

特定建設作業の種類	環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	合計
1　くい打機などを使用する作業	5	0	0	0	0	0	0	5
2　鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3　舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	0	0	0	1
4　ブレーカーを使用する作業	8	8	14	18	2	6	0	56
合　　計	14	8	14	18	2	6	0	62

【参考資料】

表４-20　騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に係る届出

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">届出の種類</th><th colspan="2">根拠条文</th><th rowspan="2">届出の時期</th></tr>
<tr><th>法律</th><th>条例</th></tr>
<tr><td>1</td><td>設置の届出</td><td>６条１項</td><td>７条２項</td><td>設置の工事開始日の 30 日前まで</td></tr>
<tr><td>2</td><td>使用の届出</td><td>７条１項</td><td>８条２項</td><td>規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>3</td><td>施設の数等の変更の届出</td><td rowspan="2">８条１項</td><td rowspan="2">９条２項</td><td rowspan="2">変更に係る工事の開始の日の 30 日前まで</td></tr>
<tr><td>4</td><td>防止の方法の変更の届出</td></tr>
<tr><td>5</td><td>氏名の変更等の届出</td><td rowspan="2">10 条</td><td rowspan="2">13 条２項</td><td>変更の日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>6</td><td>施設使用全廃の届出</td><td>廃止した日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>7</td><td>承継の届出</td><td>11 条３項</td><td>14 条３項</td><td>承継があった日から 30 日以内</td></tr>
</table>

表４-21　振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（振動関係）に係る届出

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">届出の種類</th><th colspan="2">根拠条文</th><th rowspan="2">届出の時期</th></tr>
<tr><th>法律</th><th>条例</th></tr>
<tr><td>1</td><td>設置の届出</td><td>６条１項</td><td>７条２項</td><td>設置の工事開始日の 30 日前まで</td></tr>
<tr><td>2</td><td>使用の届出</td><td>７条１項</td><td>８条２項</td><td>規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>3</td><td>施設の数等の変更の届出</td><td rowspan="3">８条１項</td><td>９条２項</td><td rowspan="3">変更に係る工事の開始の日の 30 日前まで</td></tr>
<tr><td>4</td><td>施設の使用の方法の変更の届出</td><td>―</td></tr>
<tr><td>5</td><td>防止の方法の変更の届出</td><td>９条２項</td></tr>
<tr><td>6</td><td>氏名の変更等の届出</td><td rowspan="2">10 条</td><td rowspan="2">13 条２項</td><td>変更の日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>7</td><td>施設使用全廃の届出</td><td>廃止した日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>8</td><td>承継の届出</td><td>11 条３項</td><td>14 条３項</td><td>承継があった日から 30 日以内</td></tr>
</table>

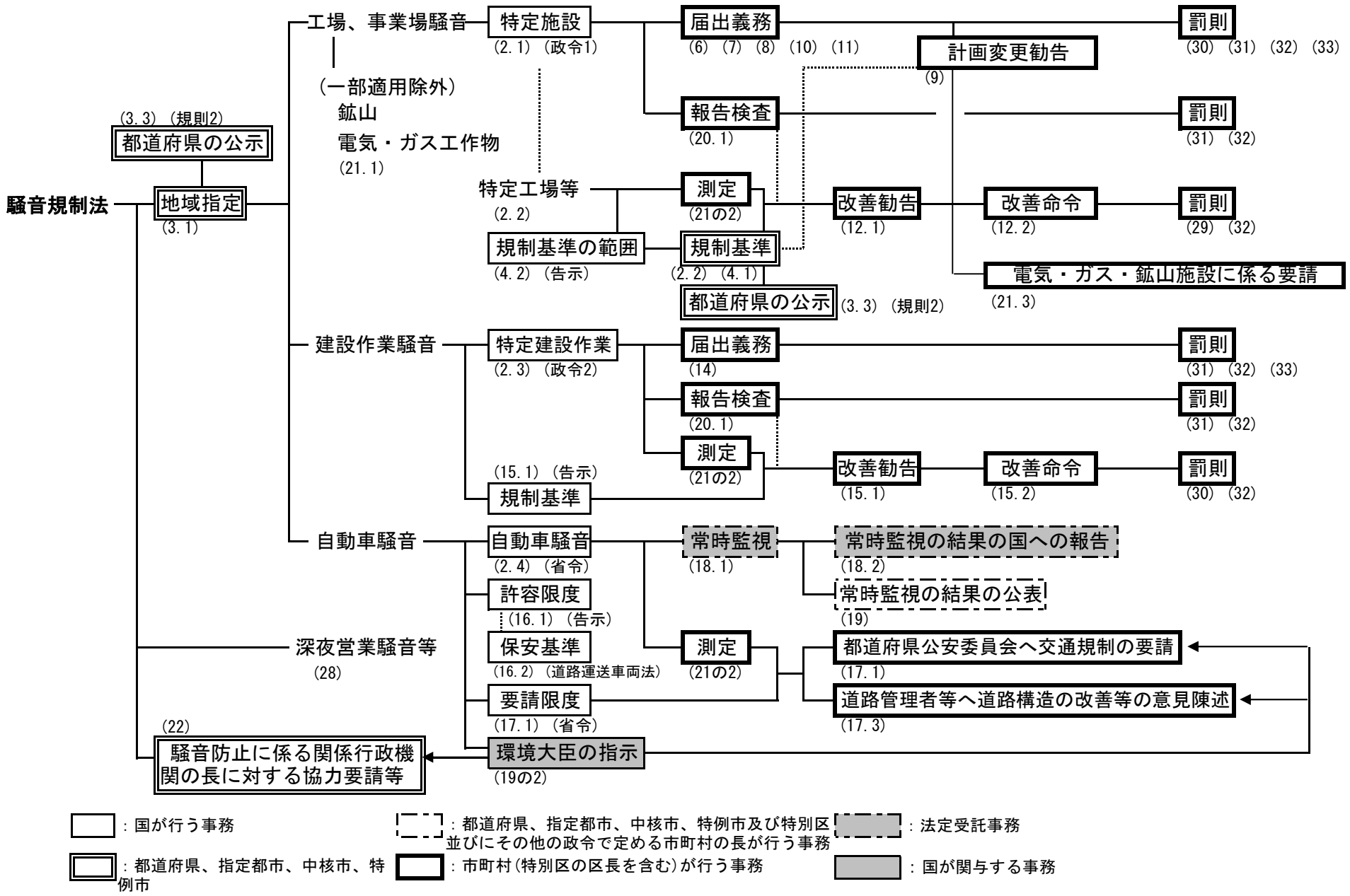

図４－５　騒音規制法体系図

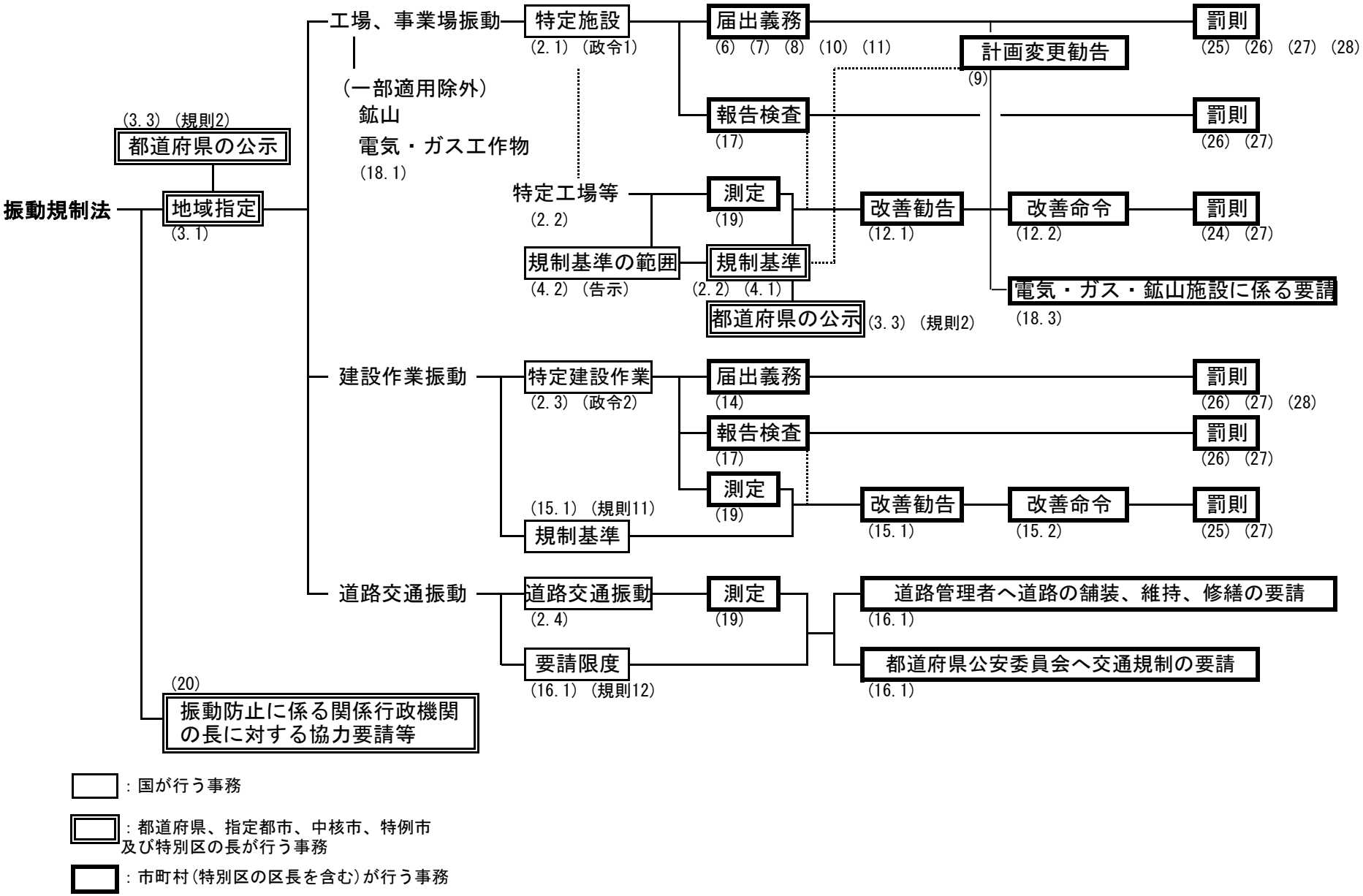

図４－６　振動規制法体系図